国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）	
（略）	（略）
デジタル・電気・電子 機械 土木 建築 物理 化学 農学 農業農村工学 林学	基礎能力試験、専門試験（多肢選択式）、専門試験（記述式）及び人物試験
教養	基礎能力試験、課題対応能力試験、一般教養論文試験及び人物試験
（略）	（略）

別表第三　採用試験の受験資格（第八条関係）

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	受験資格
（略）	（略）	（略）
国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）	行政 デジタル・電気・電子 機械 土木 建築 物理 化学 農学 農業農村工学 林学 教養	次に掲げる者 イ　（略） ロ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者で次に掲げるもの (1)・(2)　（略） (3)　教養の区分試験にあつては、(1)及び(2)に掲げるもののほか、試験年度の四月一日における年齢が二十歳の者
（略）	（略）	（略）

国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）	
（略）	（略）
デジタル・電気・電子 機械 土木 建築 物理 化学 農学 農業農村工学 林学	基礎能力試験、専門試験（多肢選択式）、専門試験（記述式）及び人物試験
（略）	（略）

別表第三　採用試験の受験資格（第八条関係）

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	受験資格
（略）	（略）	（略）
国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）	全ての区分試験	次に掲げる者 イ　（略） ロ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者で次に掲げるもの (1)・(2)　（略） （新設）
（略）	（略）	（略）

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和六年十二月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　人事院及び試験機関は、この規則の施行の日前においても、この規則による改正後の規則八―一八別表第一国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項中教養の区分試験の実施に必要な準備行為をすることができる。